

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2022年 新春号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の**特例措置**について今年3月までの特例措置等が公開されました。今年**1月以降**、1日1人あたりの**助成上限額が段階的に縮小され始めており**、中小企業・大企業ともに、原則的な措置としては**2022年1月・2月は11,000円に、2022年3月は9,000円に引き下げられます**。なお、業況特例や地域特例は従来どおり**15,000円**で変更ありません。

令和3年12月末までに業況特例を利用している事業主が、令和4年1月1日以降に判定基礎期間がある休業等について申請を行う場合は、売上等の書類の再提出が必要になります。また、**不正受給への対応も強化**されます。

健康保険法等の一部改正に伴う制度見直し

令和4年1月1日から施行される「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、**傷病手当金**の支給期間及び**任意継続被保険者**の資格喪失事由の見直しが行われます。

また、産科医療補償制度の掛金の引き下げに伴い、**出産育児一時金**の金額も一部変更（支給額の内訳が変更）となります。以下、主要内容を解説します。

傷病手当金の支給期間の通算化

以前にもお知らせしましたとおり、傷病手当金が支給される期間が、支給を始めた日から**通算して1年6か月**に変わります。支給開始日以降、一時的に就労して傷病手当金が支給されない日がある場合は、その日分の期間を延長し、**通算して1年6か月**の期間まで支給することで、治療と仕事の両立をしやすくするねらいです。

任意継続被保険者制度の見直し

会社を退職して被保険者の資格を喪失した人が、健康保険の任意継続被保険者となった場合、従来は資格喪失

の事由が限られており、本人の希望でやめることはできませんでした。今回の法改正により、任意継続被保険者が**任意脱退を希望**し、その旨を申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の**翌月1日にその資格を喪失**することになります。

また、任意継続被保険者の**保険料**について、従来は①従前の標準報酬月額、②保険者の全被保険者平均の標準報酬月額、いずれか**低い額を基**に計算されていましたが、法改正により、①の方が高い場合でも、規約により①を基に計算できることになりました。ただし、この制度を利用できるのは健康保険組合に限られ、**協会けんぽは対象外**です。協会けんぽの退職後の健康保険の案内については、下記をご参照ください。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/g3/sb3180/ninnikeizoku_guide2112.pdf

雇用保険マルチジョブホルダーQ&A

前号でお伝えしました雇用保険の**マルチジョブホルダー制度**について、厚生労働省の**Q&A**が公表されました。詳細については、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508_00002.html

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。**Zoom** や **Webex** 等にも対応しております。

